

意見提出者	株式会社ルートレック・ネットワークス
1. 項目	選挙運動におけるインターネット利用規制の緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、公職選挙法の規定により選挙期間中のインターネット利用が事実上制限されており、候補者はウェブサイトの更新や電子メールの配信等が行えない状況になっている</li> <li>・街頭演説ではその場にいる聴衆しか内容を聞くことが出来ず、有権者の多くは勤務時間帯であるため聞くことが困難である</li> <li>・政見放送もテレビ・ラジオで定められた時間に配信されるだけになっており、都合が合わない有権者は視聴することができない</li> <li>・結果、選挙の際には選挙演説を殆ど聞かず、又顔と名前程度しか知らずに投票している有権者も多数いると思われる</li> </ul>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>公職選挙法 142 条 公職選挙法 146 条</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネットを利用して候補者が自らの主張を十分にアピールすることが可能になれば、有権者にとっても投票にあたっての検討・判断が行いやすくなり、正しい投票（顔、名前、公約が一致）と、投票率の向上につながると思われる</li> <li>・政見放送についてもインターネット上の動画配信サービスを利用してオンデマンド配信を可能にすることで、PCや携帯端末を利用してより多くの人が視聴することが可能になる。</li> <li>・何度も聞けるという事は、立候補者側においてもスピーチの内容を充分吟味した上での演説となり、わかり易い説明が期待できる</li> <li>・選挙時には立候補者全ての演説を自治体クラウドに置き、有権者はいつでもどこでも携帯、パソコンで演説を確認できるようにしたい</li> </ul>